

定期提出書類・変更認定・変更届の注意点

1 定期提出書類について

- (1) 定期提出書類の作成・開示
- (2) 定期提出書類の提出
- (3) 事業報告別表Aについて
 - ・ 剰余金が生じた場合の取扱い
- (4) 事業報告別表Hについて
 - ・ 「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂

2 変更認定・変更届出について

- (1) 変更認定・変更届出
- (2) 変更認定が必要な場合
- (3) 変更届出が必要な場合
- (4) 公益目的事業の内容の変更
- (5) 変更認定及び変更届出手続の流れ

I 定期提出書類の作成・提出・開示手続の概要

I-1 定期提出書類の作成等

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められることから、その事業運営において透明性が確保されていなければなりません。このような観点から、公益法人は、事業計画、事業報告等に関する書類の作成・提出・開示が求められています。

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）を作成し、当該事業年度の末日までの間、事業計画書等を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に備え置く必要があります¹（認定法 § 21 I、認定法施行規則 § 27）。

また、法人法で定める計算書類等（貸借対照表及び損益計算書、事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告又は会計監査報告²を含む。）をいう。以下同じ。）のほか、毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書³、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に、これらの書類の写しを3年間従たる事務所に備え置く必要があります¹（認定法 § 21 II、認定法施行規則 § 28 I）。

このほか、公益法人となった最初の事業年度においては、財産目録⁴、役員等名簿及び役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類について、公益認定を受けた後（特例民法法人が移行認定を受けて公益法人となった場合は、移行の登記をした日以後）遅滞なく作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に、これらの書類の写しを3年間従たる事務所に備え置く必要があります（認定法 § 21 II、認定法施行規則 § 28 I II、整備法 § 113）。

公益法人は、上記の書類や定款、社員名簿について、閲覧の請求があった場合、正当な理由

¹ 特例民法法人が移行認定を受けて公益法人となった場合の最初の事業年度に係る事業計画書等については、移行の登記をした日以後遅滞なく作成し、備え置く必要があります。

また、一般法人が公益認定を受けて公益法人となった場合の最初の事業年度に係る事業計画書等については、公益認定を受けた後遅滞なく作成し、備え置く必要があります。

² 会計監査報告については、会計監査人を置いていない法人にあつては、作成、備置きは不要です。

³ キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない法人は、会計監査人の設置が義務づけられている法人のみです。ただし、法人において任意に作成している場合は、主たる事務所に備え置く必要があります（認定法施行規則 § 28 I）。

⁴ 公益認定を受けた後（移行の登記をした日以後）遅滞なく作成することとされている財産目録は、公益認定を受けた日（移行の登記をした日）の前日時点で作成してください。なお、当該財産目録は認定法 § 21 IIの規定により作成されるものですので、認定法施行規則 § 31の規定が適用されます。したがって、公益目的保有財産を有する場合には、認定法施行規則 § 25 Iの方法により表示をしなければなりません。

なくこれを拒んではならないこととされています（認定法 § 21Ⅳ）。

さらに、事業計画書等については毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁へ提出する必要があります⁵。財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿並びに計算書類等（以下「事業報告等に係る提出書類」という。）については毎事業年度経過後3箇月以内に、行政庁に提出する必要があります⁶（認定法 § 22Ⅰ）。

なお、公益法人が事業、役員等の変更を行う場合は、その内容に応じて、あらかじめ行政庁の認定を受け、又は事後遅滞なく行政庁に届け出る必要がありますので、この点についても留意が必要です（定期提出書類の提出をもって、変更認定申請又は届出に代えることはできません）。

⁵ 公益法人となった場合の最初の事業年度に係る事業計画書等については、行政庁への提出は不要です。

⁶ 公益認定を受けた後（特例民法法人が移行認定を受けて公益法人となった場合は、移行の登記をした日以後）遅滞なく作成することとされている財産目録、役員等名簿及び役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類については、行政庁への提出は不要です。

ただし、財産目録については、特例民法法人が移行認定を受けて公益法人となった場合は、公益法人としての最初の事業年度終了後3箇月以内に、他の必要書類とともに提出する必要があります（認定法施行規則附則Ⅳ）。詳細は、61ページをご覧ください。

(1) 収支相償の計算



認定法では、公益法人の遵守事項の1つとして、「その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。」(認定法 8 14)とされており、ここでは、収支相償であるか否かについて計算します。

公益目的事業会計に収益事業等からの利益額の50%を繰り入れる場合及び収益事業等を営んでいない場合には別表 A(1) を、50%を超えて繰り入れる場合には別表 A(2) を、それぞれ使用して計算します。

記載要領については、28 頁以下をご覧ください。

記載要領： 下表の水色欄(■部分)を記載してください。

事業年度	自	年	月	日	法人コード	
	至	年	月	日	法人名	

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)】
 (公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)
 ※法人の行う事業が一つしかない場合には、第一段階を省略し、第二段階のみ記載してください。

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)
 法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業番号	経常収益計 <small>前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。</small>	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
1	2	3	4	5	6
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

↑
 プラスの事業がある場合、発
 生理由とこれを解消するた
 めの計画等を記入してくださ
 理由:
 計画:

↓
 第二段階7欄へ

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)
 法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	円	円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	円	円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	円	円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より) (当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)	10	円	円
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	円	円
	その他事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	円	円
合計(9欄~12欄)	13	円	円

収入-費用
円

※第二段階における剰余金の扱い
 剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自		法人コード	A025145
	至		法人名	公益財団法人テスト行政庁(高)

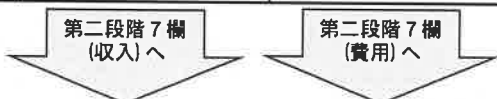
【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業		経常収益計	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
区分	番号	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。				
1		2	3	4	5	6
公	1	30,038,528 円	54,080,822 円	0 円	0 円	△ 24,042,294 円
公	2	76,531,629 円	105,267,565 円	0 円	0 円	△ 28,735,936 円
計		106,570,157 円	159,348,387 円	0 円	0 円	



プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由: _____

計画: _____

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	106,570,157 円	159,348,387 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	円	円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	106,570,157 円	159,348,387 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)	10	円	円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	円		収入-費用
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	円		
合計(9欄~12欄)	13	106,570,157 円	159,348,387 円	-52,778,230 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

◆ 別表 H 公益目的取得財産残額について



公益目的取得財産残額（公益認定の取消し等の場合に法人が贈与すべき額）は、当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本として算定するものと定められています（認定法 § 30 II）。

実際に公益認定の取消し等が行われた時点で、当該法人の公益目的事業財産の取得や費消・譲渡の状況を過去に遡って正確に算定することは、実務上非常に困難であると考えられます。このため、認定法施行規則では、各事業年度ごとに、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し（認定法施行規則 § 48）、公益認定の取消し等が行われた場合には、直近の事業年度末日における公益目的取得財産残額を基に一定の調整を行うことにより、実際に贈与すべき公益目的取得財産残額を確定することとしています（認定法施行規則 § 49、§ 50）。

この各事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定を行う様式が別表 H です。

認定法では、公益法人が公益認定の取消しを受けた場合（または公益法人が合併により消滅し公益法人以外の法人がその権利義務を承継する場合）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、定款で定めた類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与しなければならないこととされています（認定取消し後1か月以内に贈与契約が成立しない場合は国又は都道府県が贈与を受ける旨の契約が成立したとみなされます。認定法 § 5⑦、§ 30）。

これは、公益法人が公益目的事業財産（公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、または公益目的事業を行うために保有している財産として認定法で定める財産）を公益目的事業のために使用・処分しなければならないとされている（認定法 § 18）ことに伴い、公益認定が取り消された等の場合であっても、これらの財産が公益目的のために使用されることを確保しようとする趣旨で設けられている制度です。

各事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、以下の2つの要素に分けて行い、両者を合算することによって算定します。

① 当該事業年度末日における公益目的増減差額

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{前事業年度末日} \\ \text{における公益目} \\ \text{的増減差額} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{当該事業年度中に増加した公益目的事業財産} \\ \text{（寄附を受けた財産、補助金等、公益目的事業の活動} \\ \text{の対価、公益社団法人において社員が支払った経費、} \\ \text{公益目的保有財産から生じた収益等）の額} \end{array}} & - & \boxed{\begin{array}{c} \text{当該事業年度} \\ \text{中の公益目的} \\ \text{事業費等の額} \end{array}}
 \end{array}$$

（※下記②の公益目的保有財産の算定と二重計上にならないよう、一定の調整額を計上）

② 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

なお、特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった場合は、移行前に法人が保有していた公益目的事業の用に供する財産等が公益目的取得財産残額に含まれることとなりますので、その額を算定するため、移行後最初の事業年度の事業報告において、「移行時の公益目的取得財産残額」の表を作成していただく必要があります（認定法施行規則附則IV）。

別表 H の作成は、法人の損益計算書（正味財産増減計算書）内訳表や財産目録等を基に、次ページのような流れで行うこととなります。

別表 H(1) 当該事業年度末日における
公益目的取得財産残額

事業年度	自	法人コード
	至	法人名

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残額}$$

このうち、公益目的増減差額は、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

$$\text{前事業年度末日の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} = \text{当該事業年度末日の公益目的増減差額}$$

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-20欄)	1	円
-----------------------------------	---	---

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「し」を記載します。

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の時価（公益認定時の時価）と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。なお、時価法を適用する公益目的保有財産を保有せずに1欄がマイナスとなる場合は、3欄から13欄に記載漏れ等の可能性があります。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	円
-------------------	---	---

当該事業年度に増加した公益目的事業財産		
上掲の益 数計算 値 （公益目的事業に係る対価収入）	寄付を受けた財産の額	3 円
	交付を受けた補助金等	4 円
	公益目的事業に係る対価収入	5 円
	取組事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6 円
	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7 円
	公益目的保有財産の運用益等（5欄に参入した額を除く）	8 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9 円
	公益目的保有財産に係る調整額（22欄-21欄）（マイナスの場合は零）	10 円
その他の数値	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11 円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12 円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13 円
	当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額（3欄～13欄の合計）	14 円

当該事業年度の公益目的事業費等		
上掲の益 数計算 値 （公益目的事業費の額）	公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）	15 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16 円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17 円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18 円
	公益目的保有財産に係る調整額（21欄-22欄）（マイナスの場合は零）	19 円
	当該事業年度の公益目的事業費等の合計額（15欄～19欄の合計）	20 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（別表C(2)A）	21	円
--	----	---

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額（1欄+21欄）	24	円
--------------------------------	----	---

g) 16 欄、18 欄

それぞれ別表 H(2) で、列記したものの合計額を記載してください。

g) 公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）

別表 C(1) の 17 欄+18 欄-22 欄の金額を転記してください。

つまり、損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額に商品等譲渡に係る原価相当額が含まれていない場合には当該金額を加算し、財産の譲渡損・評価損・運用損の額が含まれている場合には当該金額を控除した額を記載します。

※損益計算書内訳表で法人会計区分を設けない場合、管理費は含まれません。

h) 公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額

賠償金など公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用であって、15 欄～16 欄に算入されていないものがある場合に、その額を記載してください。

i) 当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

別表 C(2) の「計(A)」（期末）欄の金額を転記してください。

j) 22 欄、23 欄

①公益法人になった最初の事業年度について
特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった最初の事業年度は、22 欄及び 23 欄には、それぞれ移行登記の日における不可欠特定財産の帳簿価額の合計額を記載してください。

一般法人が公益認定を受けて公益法人になった最初の事業年度は、22 欄及び 23 欄には、認定を受けた日における不可欠特定財産の帳簿価額の合計額を記載してください。

②翌事業年度以降
22 欄は、前年度の事業報告における 21 欄の額を記載してください。
23 欄は、前年度の事業報告における 12 欄の額と 23 欄の額の合計額を記載してください。

I 手続の概要

I-1 変更認定、変更届出の手続

一般法人又は特例民法法人が、公益認定又は移行認定の申請を行う際には、その申請書類において、主たる事務所の所在地や、公益目的事業・収益事業等の内容、理事・監事等の氏名など、認定基準を満たしていることを確認するために必要な事項を記載していただいたところで

す。

公益認定（移行認定を含む。以下同じ。）を受けて公益法人となった後、これらの申請した事項を変更する場合¹には、行政庁に対し、変更の手続をしなければなりません。

認定法では、変更の内容に応じて、

- ① 変更認定・・・変更前に、あらかじめ行政庁の認定を受ける手続（認定法 § 11）
- ② 変更届出・・・変更後に、遅滞なく行政庁へ届け出る手続（認定法 § 13）

の2種類の手続が定められています。

I-2、I-3では、変更の認定を受ける必要のあるもの、変更届出を行う必要のあるものについて、それぞれ解説しています。いずれの変更手続を行うべきか等について判断に迷う場合には、事前に行政庁にご相談ください。なお、合併又は事業譲渡に伴い事業の内容等に変更が生じる場合も、変更の手続が必要です。合併又は事業譲渡に伴う変更の手続については、本書では触れていませんので、合併又は事業譲渡の前に事前に行政庁にご相談ください。

¹ 公益認定を受けて公益法人になった後、変更認定を受け、又は変更の届出を行っている場合は、当該内容を変更する場合を含みます。

I-2 変更認定が必要な場合

以下の事項を変更する場合は、変更前に、あらかじめ行政庁の認定を受ける必要があります。

(1) 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更

公益目的事業を行う都道府県の区域を、定款で変更しようとする場合は、変更の認定を受ける必要があります。

これには、主に次の場合が考えられます。

- ① 所管行政庁が都道府県知事である公益法人が、定款を変更して、2以上の都道府県の区域で公益目的事業を行う旨、定める場合
- ② 所管行政庁が内閣総理大臣である公益法人が、定款を変更して、1の都道府県の区域で公益目的事業を行う旨、定める場合

なお、次の場合は、変更認定ではなく、変更届出の手続を行うこととなります。

- ③ 所管行政庁が内閣総理大臣である公益法人が、公益目的事業を行う都道府県の区域を定款で変更するが、変更後における公益目的事業の活動区域又は事務所の所在場所が2以上の都道府県の区域内となる場合



公益目的事業を行う都道府県の区域の変更に伴い、公益目的事業の内容も変わる場合には、「公益目的事業の内容の変更」に係る変更認定も受ける必要があります。具体的には以下をご参照ください。

上記①又は②の変更に伴い、公益目的事業の内容も変わる場合

「公益目的事業を行う都道府県の区域」と「公益目的事業の内容」を同時に変更する旨の変更認定申請が必要となります。

上記③の変更に伴い、公益目的事業の内容も変わる場合

まずは「公益目的事業の内容」を変更する旨の変更認定申請を行い、当該変更認定を受けた後、「公益目的事業を行う都道府県の区域」の変更に係る変更届を提出することとなります。

(2) 主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更

主たる事務所又は従たる事務所の所在場所を変更しようとする場合は、変更の認定を受ける必要があります。従たる事務所を新設又は廃止しようとする場合も同様です。

ただし、

- ① 現在の行政庁が内閣総理大臣である公益法人は、事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であっても、当該変更後の事務所の所在場所又は定款で定める公益目的事業の活動区域が2以上の都道府県の区域内となるものであれば、変更認定ではなく、変更届出の手続を行うこととなります。

また、

- ② 現在の行政庁が都道府県知事である公益法人は、事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であっても、同一の都道府県の区域内での変更

であれば、変更認定ではなく、変更届出の手続を行うこととなります。

なお、法人登記では、主たる事務所及び従たる事務所を登記することとなっている（法人法 § 301 Ⅱ ③、 § 302 Ⅱ ③）ので、変更認定の手続が必要かどうかについても、法人登記の記載事項に変更があるかどうかで判断します。

ただし、パンフレットにおいて記載する支部、駐在員事務所その他の施設の所在場所の変更であっても、法人登記上の事務所でない場合には、変更認定及び変更届出の手続は不要です。海外事務所についても、法人登記の対象ではないため、変更認定及び変更届出の手続は不要です。

(3) **公益目的事業の種類の変更**

「公益目的事業の種類」とは、認定法別表において該当する号のことをいいます。

公益認定の申請時（その後、変更認定を受け、又は変更届出を行っている場合には、直近の変更認定申請又は変更届出時。以下同じ。）には、申請書別紙 2 「2. 個別の事業の内容について」において、個別の公益目的事業ごとに、認定法別表のいずれの号に該当するかを記載していただきましたが、その該当する号を変更しようとする場合には、変更の認定を受ける必要があります。

(4) **公益目的事業又は収益事業等の内容の変更**

公益目的事業又は収益事業等の内容を変更（新規事業を立ち上げる場合及び事業の一部を廃止する場合を含む。）しようとする場合は、変更の認定を受ける必要があります。

ただし、事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合は、変更認定ではなく、変更届出の手続を行うこととなります。

この例としては、専門的知識の普及を行うため、セミナー（公益目的事業）を開催している場合において、従前は、一定の資格を有する者のみ受講できることとしていたが、受講要件を撤廃し、資格の有無にかかわらず受講できることとする場合が考えられます。

なお、特定費用準備資金については、実施時期が近づくに伴う見積もりの精緻化などその目的や性格が変わらない範囲での資金の見直しや当該事業の予期せざる損失への充当を除き、資金を取崩して他の事業に使用する場合は、あらかじめ、資金の目的である事業の内容の変更として変更の認定を受ける必要があります。

また、数年後に新規事業の立ち上げを予定しており、あらかじめ特定費用準備資金又は資産取得資金のみを計上する場合についても、事業の内容の変更として変更認定を受ける必要があります。

なお、事業の日程や財務数値など、毎年度変動することが一般的に想定されうるような事項の変更は、(3) 及び (4) の変更には該当せず、変更の認定を受けること及び変更の届出を行うことは必要ありません。

I-3 変更届出が必要な場合

以下の事項に変更があった場合には、遅滞なく、行政庁に届け出る必要があります。

(1) **法人の名称又は代表者の氏名の変更**

(2) **公益目的事業を行う都道府県の区域の変更**

I-2(1)③の変更を行った場合は、変更の届出を行う必要があります。
(これ以外の変更は、I-2をご覧ください。)

(3) **主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更**

I-2(2)の①又は②の変更を行った場合は、変更の届出を行う必要があります。
(これ以外の変更は、I-2をご覧ください。)

(4) **公益目的事業又は収益事業等の内容の変更**

I-2(4)ただし書きの変更を行った場合は、変更の届出を行う必要があります。

(5) **定款の変更**

定款を変更した場合は、変更の届出を行う必要があります。

ただし、I-2に掲げる事項の変更に伴って定款を変更する場合には、変更認定申請に係る手続の中で定款を提出していただくこととなるため(P.39参照)、変更届出の手続は不要です。

(6) **理事、監事、評議員又は会計検査人の氏名若しくは名称の変更**

理事、監事、評議員又は会計監査人が新たに就任し、又は退任した場合は、変更の届出が必要です。なお、これらの者が、任期満了により退任した後、引き続き再任されることについては、届出は不要です²。

(7) **理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更**

(8) **事業を行うに当たり必要な許認可等の変更**

公益認定の申請時に、「事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等」として、申請書別紙2「2. 個別の事業の内容について」に記載した許認可等について、その内容に変更（新たに許認可等が必要になった場合を含む。）があった場合、変更の届出を行う必要があります。

² ただし、登記上は、役員等が退任し、新たに就任したこととなるため、変更の登記（法人法§303）が必要です。

なお、公益認定の申請時に記載した許認可等について、当該許認可等に有効期限がある場合における、更新の届出は不要です。（その場合は、事業報告等を提出する際に、更新後の許認可証の写しを提出してください。）

(参考) 申請書別紙2「2 個別の事業の内容について」の記載項目

認定法施行規則に定める申請書

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

印

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事務所の所在場所
- 2 従たる事務所の所在場所
- 3 公益目的事業を行う都道府県の区域
- 4 公益目的事業の種類及び内容
別紙2のとおり。
- 5 収益事業等の内容

【事業の内容（下記①）】欄の記載事項に変更がない場合でも、【事業の概要について（下記②）】欄の記載事項に変更がある場合には、変更認定申請又は変更届出が必要となる可能性があるため、ご注意ください。

【別紙2】

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	① 事業の内容	公益目的事業比率
	記載事項が変わる場合、変更認定又は変更届出	%

〔1〕 事業の概要について

②

記載事項が変わる場合、変更認定、変更届出又は両者不要

〔2〕 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
③	④ 記載事項が変わる場合、変更認定又は変更届出

記載事項が変わる場合、変更認定

チェックポイント事業区分

(下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)

事業区分を選択してください。 ▼

区分ごとのチェックポイント

チェックポイントに該当する旨の説明

⑤

(左欄に表示されたチェックポイントに則して記載してください。)

記載事項が変わる場合、変更認定又は変更届出

その他説明事項

※ □ は原則必要となる変更手続を提示しています。

2 変更認定申請が必要なケース

以下は、変更認定申請が必要と考えられるケースを列挙しています。

(留意点)

- ・主なケースを列挙したものであり、あらゆるケースを網羅しているものではありません。
- ・一般的に変更認定が必要なケースを示したものであり、実際の手続については個別具体的な案件に応じて判断する必要があります。判断に迷う場合には行政庁にご相談ください。

公益目的事業の統合・再編

ケース (例示)

- 事業 (事業番号) の統合
(公1～公3を公1に統合)
- 事業 (事業番号) の再編
 - ・公1～公3を公1・公2に再編
 - ・公2の事業の一部を公1に組替え
 - ・収益事業等とされている事業を公益目的事業とし、又は公益目的事業とされている事業を収益事業等と整理しなおす場合 など

公益目的事業の追加

ケース (例示)

- 新たに事業番号を付して事業の追加を行う場合
(従前の公1に加え、公2を追加する場合)
- 定款の目的・事業を変更して事業を追加する場合
- 事業番号の追加は伴わないがチェックポイントの事業区分が異なる事業を新たに追加する場合
 - 〔 公1の事業として、従来の「検査検定」事業に加え、新たに「講座、セミナー、育成」の事業を追加する場合など 〕
- 公益目的事業の種類 (P6「別紙2」③) が異なる事業を追加する場合
- 公益法人認定法別表に該当する理由 (P6「別紙2」④)、チェックポイントに該当する旨の説明等 (P6「別紙2」⑤) が異なる事業を追加する場合

公益目的事業の変更

ケース(例示)

- ☑ 公益目的事業の種類（P 6 「別紙 2」 ③）を変更する場合
- ☑ 公益法人認定法別表に該当する理由（P 6 「別紙 2」 ④）、チェックポイントに該当する旨の説明等（P 6 「別紙 2」 ⑤）を実質的に変更する場合

公益目的事業の廃止

ケース（例示）

- ☑ 事業の廃止により、事業番号が削除される場合
（従前の公 3 を廃止する場合など）
- ☑ 事業番号の削除は伴わないがチェックポイントの事業区分を削除する場合
〔 公 1 の事業として、「検査検定」事業及び「講座、セミナー、育成」事業を
実施している場合に「検査検定」事業を廃止する場合など 〕
- ☑ 公益目的事業の種類（P 6 「別紙 2」 ③）を削除する場合
- ☑ 公益法人認定法別表に該当する理由（P 6 「別紙 2」 ④）、チェックポイントに該当する旨の説明等（P 6 「別紙 2」 ⑤）を実質的に変更する場合

上記に該当しないケースについて

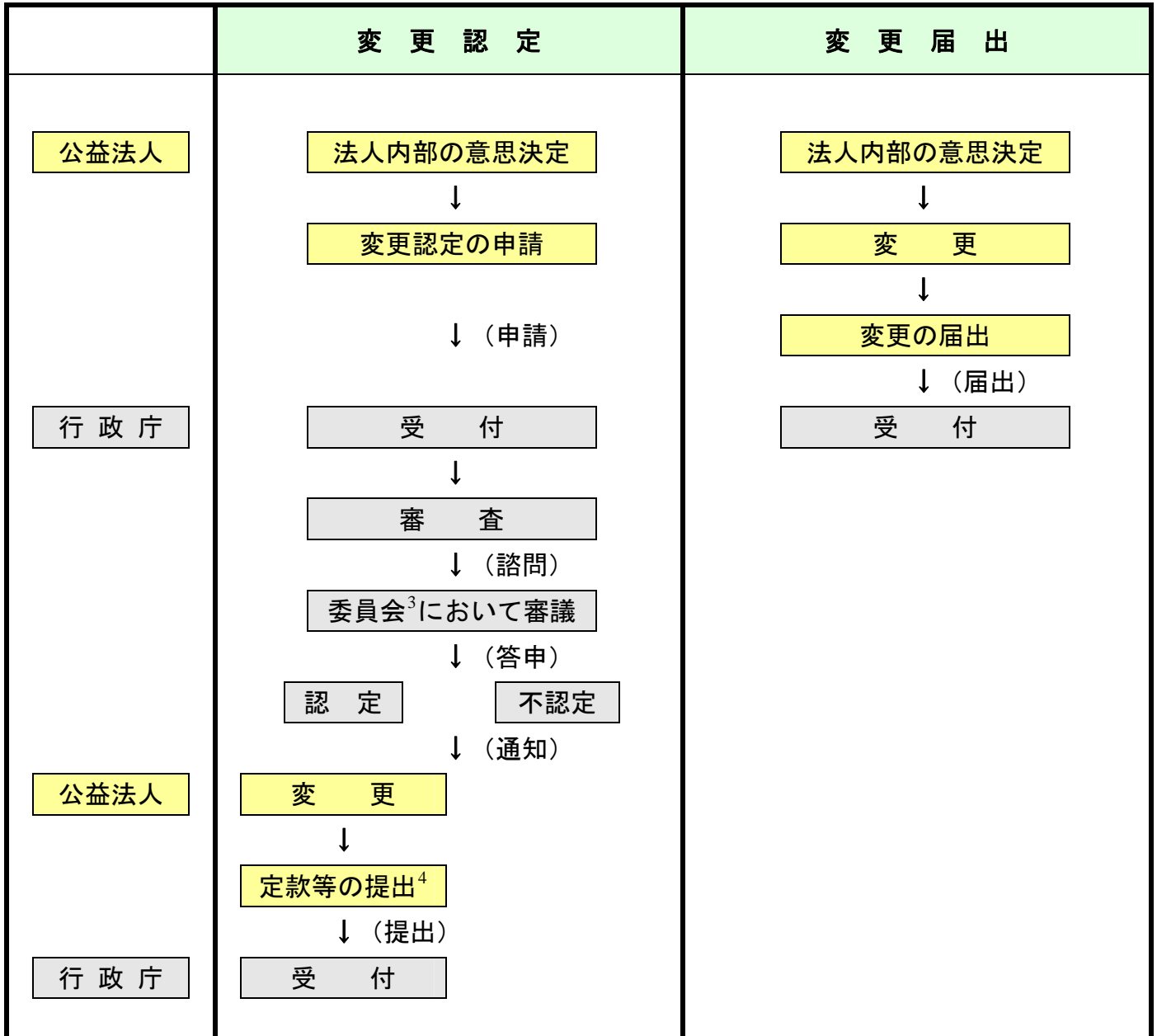
◎ 上記に該当しないケースについても、申請書の記載事項に変更がある場合には、変更認定申請が必要となる可能性があります。

ただし、前述のとおり、事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合（P 3 POINT 3）については変更届出、事業の日程や財務数値など毎年度変動することが一般的に想定されるような事項の変更については変更認定申請及び変更届出のいずれも不要（P 3 POINT 4）となる場合があります。

I-4 変更認定手続及び変更届出手続の流れ

公益法人が、変更の認定を受けようとする場合又は変更の届出をしようとする場合には、所定の申請書（又は届出書）を行政庁に提出していただく必要があります。

この手続の流れは、下図のとおりです。



³ 行政庁が国の場合は公益認定等委員会、都道府県の場合は合議制機関（都道府県ごとに名称が異なります。）です。

⁴ 当該変更に伴い、定款又は登記事項証明書の記載事項に変更がある場合のみ、これらの提出が必要となります。（P. 39 参照）

《参考》 認定法別表各号

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

《参考》 事業区分ごとのチェックポイント

(1) 検査検定

- ① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該検査検定の基準を公開しているか。
- ③ 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)
- ⑤ 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例：検査機器の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により求められる能力について許認可を受けている)

(2) 資格付与

- ① 当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該資格付与の基準を公開しているか。
- ③ 当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。
(注) ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
- ④ 資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)
- ⑤ 資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。

(3) 講座、セミナー、育成

- ① 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。
(注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
- ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。
(注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。
- ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

(4) 体験活動等

- ① 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)
- ③ 体験活動に専門家が適切に関与しているか。

(5) 相談、助言

- ① 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。
- ③ 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例：助言者の資格要件を定めて公開している)

(6) 調査、資料収集

- ① 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。
(注) ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。
- ③ 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。
- ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。

(7) 技術開発、研究開発

- ① 当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。
(注) ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。
- ③ 当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。
- ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。

(8) キャンペーン、〇〇月間

- ① 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)
- ③ (要望・提案を行う場合には、) 要望・提案の内容を公開しているか。

(9) 展示会、〇〇ショー

- ① 当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)／入場者を特定の利害関係者に限っていないか)
(注) 公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。
- ③ (出展者を選定する場合、) 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例：出展料に不当な差別がないか)

(10) 博物館等の展示

- ① 当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマに沿った展示内容／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的とは異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)
- ③ 資料の収集・展示について専門家が関与しているか。
- ④ 展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。

(11) 施設の貸与

- ① 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。

(12) 資金貸付、債務保証等

- ① 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。
- ③ 対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。
- ④ 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。
- ⑤ 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)
- ⑥ 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。

(13) 助成(応募型)

- ① 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 応募の機会が、一般に開かれているか。
- ③ 助成の選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)
- ④ 専門家など選考に適切な者が関与しているか。
- ⑤ 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)
- ⑥ (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。

(14) 表彰、コンクール

- ① 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)
- ③ 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。
- ④ 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。
- ⑤ 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めてないか。

(15) 競技会

- ① 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例：親睦会のような活動にとどまっていないか)
- ③ 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。

(16) 自主公演

- ① 当該自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。

(17) 主催公演

- ① 当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。(例：企画・選定の方針等の適切な手続が定められている／(地域住民サービスとして行われる場合) 企画段階で地域住民のニーズの把握に努めている)
- ③ 主催公演の実績(公演名、公演団体等)を公表しているか。

(18) 上記(1)～(17)の事業区分に該当しない事業

- ① 事業目的(趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)
- ② 事業の合目的性(趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)
- ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)
- イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
- ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
- エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)
(注) ②(事業の合目的性) ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

II-2 提出が必要な書類

変更認定申請の際に提出が必要な書類は、次のとおりです。なお、複数の事項を変更しようとする場合は、それぞれの事項で必要とされている書類を全て用意する必要があります。これらの書類については、次ページからそれぞれ説明をしています。

変更内容 書類名	公益目的事業を行う 都道府県の区域	主たる事務所 従たる事務所	公益目的事業の種類又は内容 収益事業等の内容
申請書（かがみ文書）	○	○	○
別紙 1	○	○	○
別紙 2	×	×	○
別紙 3（別表 A～F）	×	×	○
定款変更の案	○	※1	※1
確認書	○	※1	○
許認可等を証する書類	※3	※3	※2
事業計画書	×	×	○
収支予算書	×	×	○
事業・組織体系図	※3	※3	※3
寄附の用途の特定の 内容が分かる書類	×	×	※4
理事会の議事録の写し	○	○	○

※1：定款変更を伴う場合のみ、提出してください。

※2：事業の内容の変更に伴い、新たに許認可が必要となる場合のみ、提出してください。

※3：既に行政庁に提出されているものに変更がある場合のみ、提出してください。

※4：公益目的事業以外に用途を特定した寄附がある場合のみ、提出してください。



複数の事項を同時に変更しようとする場合（公益目的事業を行う都道府県の区域の変更に伴い、公益目的事業の内容が変わる場合など）は、それぞれの変更において必要とされている書類を全て提出してください。

また、法人の名称等、変更届出をすべき事項にも変更がある場合は、別途変更届出をしてください。（変更届出については、変更後遅滞なく行うこととなります。）

なお、合併又は事業譲渡に伴う変更認定申請の場合は、これ以外にも書類が必要となりますので、ご注意ください。

Ⅲ-2 提出が必要な書類

変更届出の際に提出が必要な書類は、次のとおりです。なお、複数の事項を変更しようとする場合は、それぞれの事項で必要とされている書類を全て用意する必要があります。

これらの書類については、43 ページからそれぞれ説明をしています。

〔その1〕

変更事項 書類	法人の名称	代表者の氏名	公益目的事業 を行う都道府 県の区域	主たる 事務所の 所在場所	従たる 事務所の 所在場所
届出書 (かがみ文書)	○	○	○	○	○
別紙1	○	○	○	○	○
別紙2	×	×	×	×	×
定款	○	×	○	○	※1
登記事項証明書	○	○	※2	○	○
就任(又は退任)した 理事等の名簿	×	※3	×	×	×
理事等の名簿	×	○	×	×	×
役員等名簿	×	○	×	×	×
報酬等支給基準	×	×	×	×	×
確認書	○	※3	○	○	※1
許認可等を証する書類	×	×	×	×	×
事業計画書	×	×	×	×	×
収支予算書	×	×	×	×	×
事業・組織体系図	※4	※4	※4	※4	※4

※1：定款変更を伴う場合のみ、提出が必要です。

※2：登記事項に変更がある場合のみ、提出してください。

※3：理事の就任・退任を伴う場合のみ、提出が必要です。

※4：既に行政庁に提出されているものに変更がある場合のみ、提出してください。

※5：会計監査人のみの変更の場合は、提出不要です。



複数の事項を同時に変更しようとする場合は、それぞれの変更において必要とされている書類を全て提出してください。

[その2]

書類	変更事項 公益目的事業 又は 収益事業等の 内容	定款	理事、監事、 評議員又は 会計監査人	理事等に対する 報酬等の 支給基準	許認可等
届出書 (かがみ文書)	○	○	○	○	○
別紙1	○	×	×	×	×
別紙2	○	×	×	×	×
定款	※1	○	×	×	×
登記事項証明書	※2	※2	○	×	×
就任(又は退任)した 理事等の名簿	×	×	※5	×	×
理事等の名簿	×	×	※5	×	×
役員等名簿	×	×	※5	×	×
報酬等支給基準	×	×	×	○	×
確認書	○	○	※5	×	×
許認可等を証する書類	×	×	×	×	○
事業計画書	○	×	×	×	×
収支予算書	○	×	×	×	×
事業・組織体系図	※4	※4	※4	×	×

※1：定款変更を伴う場合のみ、提出が必要です。

※2：登記事項に変更がある場合のみ、提出してください。

※3：理事の就任・退任を伴う場合のみ、提出が必要です。

※4：既に行政庁に提出されているものに変更がある場合のみ、提出してください。

※5：会計監査人のみの変更の場合は、提出不要です。